

有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託

プロポーザルの実施について

有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託について、下記要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和4年6月10日

有田市長 望 月 良 男

# 有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 目的

有田市が実施するふるさと納税について、寄附実績が増大していることに伴い、年々増加しているワンストップ特例申請書受付業務について、膨大な事務量による煩雑な事務処理を民間事業者のノウハウを活用することにより、事務の効率化と事務量の軽減を図ることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務

### (2) 委託期間

令和4年8月1日 ～ 令和5年3月31日まで

### (3) 委託業務

別紙「有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託仕様書」のとおり

### (4) 委託料上限額

275 円/1 件あたり（消費税相当額を含む）

### (5) 令和3年度ワンストップ特例申請受付件数（名寄せ前）

140,995 件 ※左記は実績であり、受託業者への委託を確約する件数ではない

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。)
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記 ア から オ までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 参加申込書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去5年間、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。
- (8) プライバシーマークの認証を受けていること。又は、同等の情報セキュリティ管理体制・規定を有し、それを証明できること。

## 5 企画提案の手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年6月10日(金)
プロポーザル参加表明書 提出締切	令和4年6月20日(月) 15時必着
質問受付期間	令和4年6月21日(火)9時～令和4年6月24日(金) 12時(E-mailにより質問)
質問に対する回答	令和4年6月28日(火)(E-mailにより回答)
企画提案書等の受付期間	令和4年7月1日(金)9時～令和4年7月8日(金) 15時必着
選定評価委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年7月20日(水)予定 実施時間は提案者に別途通知
審査結果の通知	令和4年7月22日(金)予定
契約の締結	令和4年8月1日(月)予定

### (2) 参加表明書の提出について

- ア 提出期限  
令和4年6月20日(月)15時(必着)
- イ 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（別紙第1号様式）（写し不可）
- (イ) 委任状（別紙第2号様式）（写し不可）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）
- (ウ) 市町村税完納証明書（発行後3ヵ月を経過していないもの）又は市町村税にかかる直近2年分の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）（写し可）  
支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。
- (エ) 登記簿謄本（法人のみ）又は住民票（個人のみ）（いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの）（写し可）
- (オ) 身分証明に係る誓約書（個人のみ）（別紙第3号様式）（写し不可）
- (カ) 使用印鑑届出書（別紙第4号様式）（写し不可）
- (キ) プライバシーマークの認証、又は、同等の情報セキュリティ管理体制・規定を有していることを証明する書類（写し可）  
※令和4年4月1日時点で有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加者名簿に登載されている者は、（イ）～（カ）の提出を省略することができる。

ウ 提出方法等

(ア) 提出部数各1部

(イ) 提出先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 経済建設部 ふるさと創生室 ふるさと創生係

(ウ) 提出方法

直接持参又は郵送すること。

直接持参の場合の受付時間 土日、祝日を除く平日の9時から15時

※郵送の場合は書留必着で送付すること。

(3) 応募書類等に係る質問の受付、回答

ア 質問書受付期間

令和4年6月21日（火）9時～令和4年6月24日（金）12時

イ 質問方法

質問書（別紙第5号様式）をPDFファイルにしE-mailにて送信

ウ 送信先

有田市役所 経済建設部 ふるさと創生室 ふるさと創生係

メールアドレス : [furusato@city.arida.lg.jp](mailto:furusato@city.arida.lg.jp)

エ 提出された質問に対する回答

提案者全員にE-mailにより通知する。なお、回答発信時間は事前に定めない。

(4) 企画提案書等の提出について

ア 提出期限

令和4年7月8日（金）15時（必着）

イ 提出書類

(ア) 企画提案書（別紙第6号様式）

(イ) 提案書 (任意様式) 日本工業規格 A 4 (A 3 判の折り込み可) とする。

記載事項

- ①提案者の概要がわかるもの (会社案内等)
- ②事業所一覧 (複数の事業所がある場合、事業所の住所等がわかるもの)
- ③業務履行体制  
人員体制、スタッフ教育、本市システムとの連携、インシデント発生時の対応、情報共有等履行体制 (緊急時、繁忙期等を含む)
- ④業務履行方法  
作業手順、スケジュール、申請書受付状況の市との情報共有、申請内容不備時の寄附者対応方法
- ⑤セキュリティ対策への取組み内容  
情報セキュリティ対策、個人情報保護のための体制等
- ⑥その他、寄附者の利便性向上につながるサービス等
- ⑦見積書及び明細書

ウ 提出方法等

(ア) 提出部数正本 1 部、副本 6 部

※提案をカラーで行うものは副本もカラーで提出すること。

(イ) 提出先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経済建設部 ふるさと創生室 ふるさと創生係

(ウ) 提出方法

直接持参又は郵送すること。

直接持参の場合の受付時間 土日、祝日を除く平日の 9 時から 15 時

※郵送の場合は書留必着で送付すること。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格

提案者に次の行為があった場合は、失格 (選定対象からの除外) とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- (ウ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行うこと
- (エ) 事業者選定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- (オ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (カ) 提出書類に不備及び不足があった場合
- (キ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ク) 実施要項に違反すると認められる場合
- (ケ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を要した結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

ウ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

(ア) 提案者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとす  
る

(イ) 提出書類等の作成に用いる言語及び通貨単位は、原則日本語及び日本国通貨に限  
る

(ウ) 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象とする

(エ) 提出された企画提案書等の差し替え、追加、削除及び再提出は、理由の如何に関  
わらず認められない

(オ) 企画提案書等提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するこ  
と

なお、すでに受理した企画提案書等提出書類は返却しない

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

本業務に係る全ての経費を記載すること。

また、消費税及び地方消費税を含んだ金額及び詳細な内訳を記載すること。

ただし、寄附者からのワンストップ特例申請書の提出に係る郵便料については市が負担  
するため、見積書への記載は不要とする。

## 6 評価項目、評価委員並びに選定方法

(1) 選定方法

受託業者を選定するにあたり、有田市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託  
選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会が、別に定める評価項目に基づき、企画提案内容についてプレゼンテーション等を  
踏まえ総合的に評価し、得点が最も高い上位1者を優先交渉権者に、また、2番目に得点が  
高かった者を次点交渉権者として選定する。

※委員会は、委員5名以内で組織し、その委員は市長が任命する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア 開催日時・場所

令和4年7月20日(水)予定（提案者に実施時間・場所は別途E-mailにて通知）

イ 企画提案の所要予定時間（提案者数により変動の可能性あり）

(ア) プレゼンテーション約20分

(イ) 評価委員からの質疑約 15 分

※プレゼンテーションは、提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターに投影して説明することも可能。

なお、プロジェクター及びスクリーンは市が準備することとし、その他、パソコン等の必要な機材は提案者各自が準備すること。

ウ 出席者

出席者は3名までとする。ただし、社外の者の出席は認めない。

エ その他の注意事項

(ア) 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない

(イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象外とする

(ウ) 出席者は検温等を実施し、体調不良の疑いのある者の出席はしないこと

(3) 評価項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、各項目の配点の合計を 150 点満点として採点する。

評価項目	評価内容	配点
業務実績等	・会社概要及び経営理念 ・他公共団体からの業務委託等の実績	10
業務履行体制	・人員体制 ・社内教育の徹底 ・適切な情報セキュリティ対策の実施 ・業務履行施設等のセキュリティ対策 ・本市既存システムとの連携性 ・情報セキュリティインシデントへの対処 ・本市からの連絡や緊急時の対応体制	60
業務履行方法	・具体的な業務フローの提案 ・業務フロー工程上でのセキュリティ対策 ・ワンストップ特例申請受理状況についての本市との速やかな情報連携 ・申請内容に不備がある寄附者への速やかかつ適切な連絡等	50
サービスの独自性	・寄附者の利便性、満足度向上につながる独自サービスの提案	20
見積金額	・適切な金額設定	10

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合は、当該提案者を優先交渉権者に選定する。

(5) 評価点数が同点の場合

委員会は、各評価内容を参考に協議のうえ、優先交渉権者を選定する。

(6) 結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに各提案者に通知を行う。

また、最高得点者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

## 7 契約の締結

委員会にて選定された優先交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。

市との協議により仕様変更を行うことがあり、その場合でも委託金額は1件あたり275円(消費税相当額を含む。)を上限とする。

## 8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託業者を変更することがある。

- (1) 参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (2) 企画提案書等、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (3) 受託業者に重大な瑕疵がある場合
- (4) 業務遂行の意思が認められない場合
- (5) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (6) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

## 9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託業者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、再委託先において、特定個人情報の適切な安全管理が図られていること等を市が確認し、承諾した場合において、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために



利用することはできない。また、委託契約期間終了後も同様とする。

## 10 問い合わせ先

和歌山県有田市役所 ふるさと創生室 ふるさと創生係

担 当 : 檜村、福永

住 所 : 〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

電 話 : 0737-22-3641

F A X : 0737-83-6555

メールアドレス : [furusato@city.arida.lg.jp](mailto:furusato@city.arida.lg.jp)